いじめ防止基本方針

しない・させない・だまらない

平成２８年４月

（平成３０年３月改定）

草津市立矢倉小学校

目　次

はじめに

１．いじめの定義 …… 1
（１）心理的な影響を与える行為の具体的な態様
（２）物理的な影響を与える行為の具体的な態様

２．いじめの防止等の対策に関する基本理念 …… 2

３．いじめの防止等に関する基本的な考え方 …… 2

４．いじめ防止等のための組織 …… 3

５．学校全体としての取組 …… 4
（１）いじめの未然防止
（２）いじめの早期発見
（３）いじめへの対処
（４）学校評価の実施
（５）家庭や地域および関係機関との連携

６．重大事態への対処 …… 8
（１）重大事態の意味
（２）重大事態の報告
（３）重大事態の調査

７．その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 …… 10
（１）　学校いじめ防止基本方針の公表
（２）　学校いじめ防止基本方針の見直し

８．いじめ防止等に向けての年間計画 …… 11

草津市立矢倉小学校　いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

この学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、児童の尊厳を保持することを目的として、学校、家庭、地域その他の関係者の連携により、いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめの早期解決等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものです。

１．いじめの定義

いじめ防止対策推進法第２条では、次のようにいじめを定義しています。また、その具体的な態様は以下のとおりです。

（定義）
第２条　いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（１）心理的な影響を与える行為の具体的な態様

ア　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
イ　仲間はずれ、集団による無視をされる。
ウ　パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。　等

（２）物理的な影響を与える行為の具体的な態様

ア　ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
イ　金品をたかられたり、隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
ウ　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。　等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立つことが必要です。しかし、本人がそれを否定する場合やけんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察することや、いじめを受けた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認する等によりいじめに当たるか否かの判断をする必要があります。

２．いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめ防止対策推進法第３条でその基本理念を次のように示しており、学校もこれを基本理念

として、いじめの防止等の対策に取り組みます。

（基本理念）

第３条　いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

２　いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

３　いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

３．いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。「子どもの目線」に立ち、学校が一丸となって組織的で迅速に対応し、児童それぞれの人格を尊重し、その声に耳を傾け、児童の気持ちや、その置かれている様々な環境を理解しながら、その思いを聴き出すまで関わるように

努めます。

また、いじめの未然防止には、児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論すること等の児童自身による主体的な活動の充実を図ります。

いじめの問題への対応は、学校のみならず社会における重要課題と認識し、社会総がかりで取り組む必要があるため、家庭や地域、関係機関と積極的に連携を図り、いじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、早期対応、再発防止に努めます。

４．いじめ防止等のための組織

複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成する「学校問題対策委員会」を設置し、いじめ防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの早期解決）に関する措置を実効的に行います。

《組織体制》

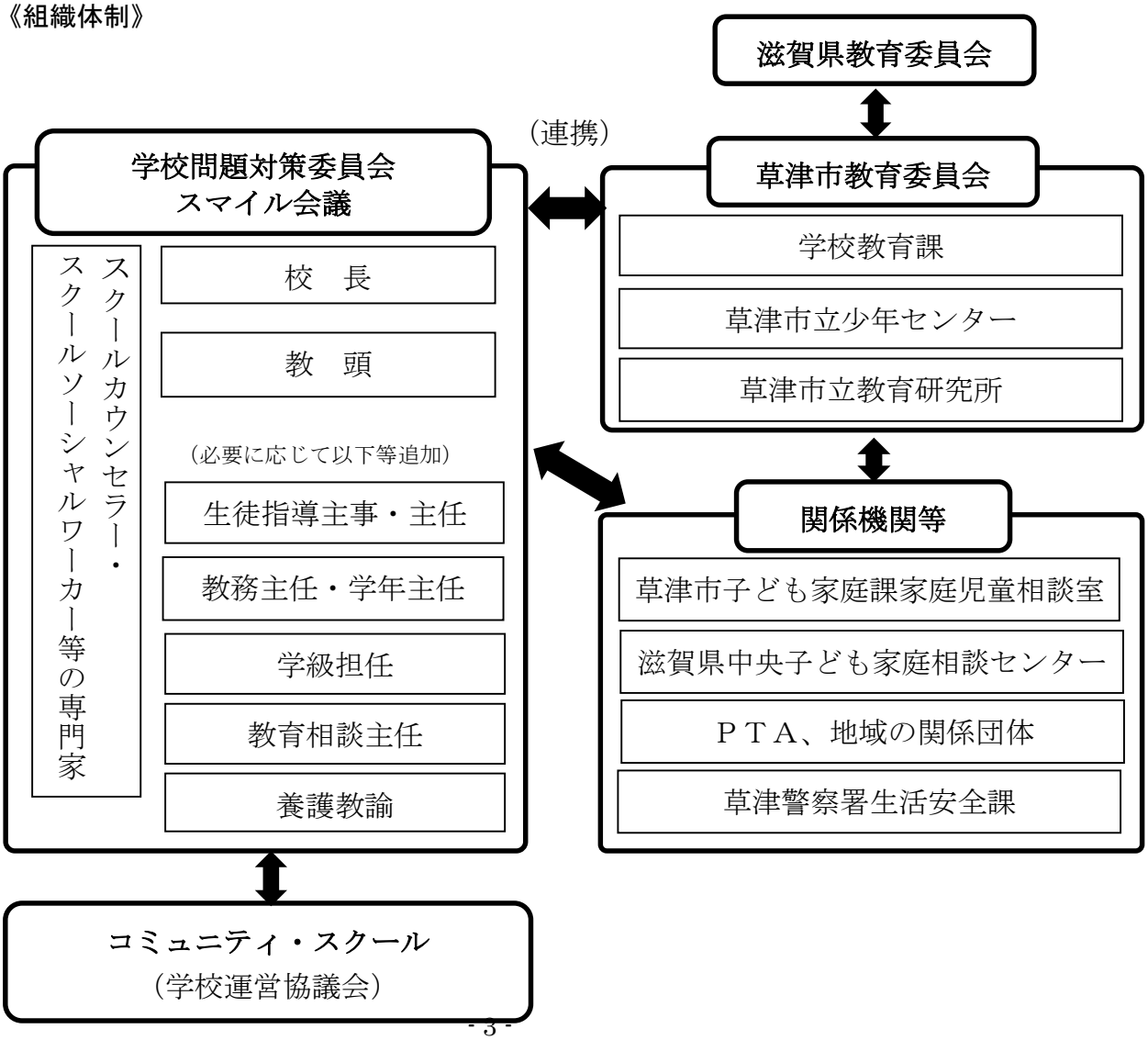

５．学校全体としての取組

（１）いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるという認識のもと、より根本的ないじめの問題を克服するためには、すべての児童を対象に、いじめは決して許されないことの理解を促し、その未然防止を図ることが大切です。

このためには、いじめを生まない環境をつくり、すべての児童を、心の通う対人関係を構築できる大人へと育んでいけるよう、学校、家庭、地域その他の関係者が一体となって継続的な取組を進めていかなければなりません。そのためには、次のような措置が必要です。

① 学校問題対策委員会による迅速で組織的な対応を行うため、教職員が一致協力した体制を確立し、市教育委員会や関係機関等と連携を行います。

② 国の『学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント』に留意し、いじめの生まれる背景やその特質、具体的な指導上の留意点、いじめの最新動向等について、教職員の共通理解を図ります。

③ 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことや、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとることの重要性を理解させるとともに、道徳教育や人権教育、読書活動や体験活動等の充実により、児童の社会性や自己有用感※１、自己肯定感※２、人を思いやる心等を育み、いじめや差別を許さない学校づくりを推進します。

④ 特別活動の活性化を図り、児童自らがいじめの問題について学び、いじめの根絶や命の大切さを呼びかける活動等、児童自身の主体的な活動を進め、全ての児童にとって居場所や出番があり安心して過ごせる学級・学校づくりを推進します。

⑤ 発達障害を含む障害のある児童や外国人児童、性同一性障害等に係る児童等、特に配慮が必要な児童の特性を踏まえた支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を行います。

⑥ スマートフォンを利用したいじめなど、インターネット上のいじめが発生していることに鑑み、情報モラルを身に着けさせるための教育を推進します。

⑦ コミュニティ・スクールや地域協働合校の取組をいかしながら、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、学校のいじめ防止基本方針等について理解を得ることで、学校、家庭、地域の連携を進めます。

⑧ 学校の働き方改革を推進し、教職員が子どもと向き合える時間の確保を図ります。

※１ 自分の属する集団の中で、自分がどれだけ大切な存在であるかということを、自分自身で認識すること。

※２ 自分のあり方を積極的に評価できる感情、自らの価値や存在意義を肯定できる感情を表す語。

（２）いじめの早期発見

いじめは、大人からは見えづらく、また、事実認定が難しいものです。しかしながら、いじめを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。

いじめの早期発見は、いじめの迅速な解決につながることから、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要です。

① 日頃から子どもの様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、的確な関わりを持ち、いじめを軽視せず積極的に認知します。この際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行います。

② 教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童の状況をきめ細かに把握するよう努めます。

③ いじめられていることは周りには相談しにくいものであるだけに、児童が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童に声かけをするなど、児童との信頼関係を築きます。

④ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

（３）いじめへの対処

いじめを認知した段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、直ちに対処する必要があります。学校は、日頃から全ての教職員の間で、いじめを把握した場合の対処について理解を深めるとともに、学校における組織的な体制を整備するとともに、いじめを認知した際には、次のような措置をとることが必要です。

① いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保しつつ、速やかに「学校問題対策委員会（スマイル会議）」において対処します。

② いじめを受けた児童の立場に配慮しつつ、関連する児童から事情を確認するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等の外部専門家とも連携し、適切な支援に努めます。

③ 保護者や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

なお、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している状態」とは少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。

ａ．いじめ行為が止んでいること。

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも３か月を

目安とする）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、より長期の期間を設定するものとする。

ｂ．被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害児童本人およびその保護者に対し、面談等により確認できていること。

いじめが解消している状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童および加害児童を日常的に注意深く見守ります。

なお、いじめに係る情報を抱え込み、学校問題対策委員会に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第２３条の規定に違反しうることになります。教職員がいじめを発見し、または、相談を受けた場合は、速やかに学校問題対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげなければなりません。

（いじめに対する措置）
第２３条　学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

いじめの認知から解消までの流れ（草津市いじめ対応マニュアル抜粋）

いじめ情報のキャッチ

↓

いじめの発見・目撃　いじめのうわさ　いじめの訴え　いじめに関するアンケート

学校問題対策委員会による対応方針の決定と体制の確立

↓

校長、教頭、生徒指導主事・主任、教育相談主任
学年主任、学級担任、当該学年教員、養護教諭、部活動顧問、ＳＣ　等
（情報の整理　　対応方針の決定　　対応の役割分担　等）

事実の究明

↓

関係者からの聴き取り　⇒　被害者、加害者の順に聴き取り

指導と支援

〇被害者……全校体制による継続的な見守りとケア
〇加害者……アセスメントとプランニングによる指導および謝罪
〇周囲の者…全体指導による規範意識の育成および人間関係づくりの改善
〇保護者……家庭訪問による説明と対応への理解と協力を得る
　　通信や懇談会・説明会により学校から積極的に情報発信
〇教育委員会、警察、福祉や医療等の関係機関との適切な連携

対応の展開

〇定期的なアンケートや個別教育相談による状況把握
〇お互いを認め合う集団づくり・学級づくりの見直しと全校体制による当該学年および当該学級への支援
〇人権意識を高める道徳や特別活動等の実践
〇児童会（リーダー委員会・代表委員会）による「いじめをなくす取組」
〇コミュニティ・スクールやＰＴＡ活動等での啓発や研修

（４）学校評価の実施

いじめの防止等の対策について、学校評価の評価項目に位置付けます。

評価を行うにあたっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等を評価します。

（５）家庭や地域、関係機関との連携

いじめの問題は学校を含めた社会全体の課題です。社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すために、家庭や地域、関係団体との連携を進めます。

《家庭との連携》

学校と保護者の連携を進めるためには、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信を積極的に行うことや、「家庭でのいじめチェックシート」等を配布して、保護者と協力しながらいじめの未然防止、早期発見を行うことが考えられます。ＰＴＡ活動の中で行う研修会等を通じ、保護者との共通理解を図りながら、いじめの

問題に対応します。

《地域との連携》

青少年育成学区民会議や地域協働合校、スクールガードでの見守り等、すでに学校と地域の連携体制があります。新たに始まるコミュニティ・スクールの学校運営協議会は、いじめの問題への対応を含め、学校経営や学校評価の役割も担うことから、ＰＴＡの代表とともに、地域の関係者の参画も得ながら、いじめの問題に地域ぐるみで取り組みます。

《関係機関との連携》

学校だけで適切な対応が困難な場合には、福祉、司法、医療、警察等の関係機関との適切な連携が必要です。関係機関との適切な連携を図るため、日頃から学校や市教育委員会と関係機関との情報共有を進めます。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察に通報し、援助を求めます。

６．重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「学校いじめ問題調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

（１）重大事態の意味

重大事態とは、法第２８条第１項各号に次のように規定されるものであり、その解釈については、以下のとおりです。

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第２８条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

１　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

２　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【解釈】

ａ．「生命、心身又は財産に重大な被害」について

いじめを受けた児童の状況に着目して判断するものとします。例えば、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されます。

ｂ．「相当の期間」について

文部科学省「児童の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とします。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合や、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手します。

（２）重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに市教育委員会に報告します。

（３）重大事態の調査

重大事態が発生した場合は、その事態に対処し、および当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、アンケート調査や聞き取りの実施その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

調査では、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にします。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。

調査に当たっては、関係する児童のプライバシー保護に努めるなど、関係者の個人情報に十分配慮するとともに、アンケート調査を行う場合は、その内容をいじめを受けた児童やその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる関係者に説明する等の措置を講じます。

【調査において明らかにする事項】
○いつ頃（いつ）
○誰から行われ
○どのような態様であったか
○いじめを生んだ背景や児童の人間関係にどのような問題があったか
○学校・教職員がどのように対応したか　　等

７．その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

（１）学校いじめ防止基本方針の公表

いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童およびその保護者に対し、児童が学校生活を送るうえでの安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながることから、この学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにするとともに、その内容を児童、保護者、関係機関等に説明します。

（２）学校いじめ防止基本方針の見直し

学校いじめ防止基本方針は、市のいじめ防止基本方針の見直しがあったときや、学校評価のいじめの防止等のための施策の点検結果により必要があると認められるときは、見直しを行います。

８．いじめ防止等に向けての年間計画

平成３０年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」（草津市立矢倉小学校）

月	教職員・児童の取組や活動	ＰＴＡ・地域の取組や活動
4月	■学校いじめ防止基本方針の説明	◇PTA・地域　登下校の見守り 子ども会活動など
5月	●リーダー委員会での話し合い・取り組み	
6月	□いじめアンケート ■教育相談	
7月	△地域懇談会	
8月		
9月		
10月	□いじめアンケート ■教育相談	
11月	●なかよし集会にむけての取り組み	
12月	●なかよし集会での意見表明	
1月	■学校評価	
2月	□いじめアンケート	
3月		
年間を通して	教育相談（随時）	

□：教職員の取組や活動　　○：児童の取組や活動　　△：ＰＴＡの取組や活動　　◇：地域の取組や活動

（特に重点的に取り組む内容　■、●、▲、◆）